

聖籠町立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月25日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第6号

聖籠町立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町立図書館設置条例施行規則（平成元年聖籠町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とする。

第5章中第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第23条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に、「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、第4章中同条を第24条とする。

第3章第4節中第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第3章第3節中第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第3章第2節中第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第2項中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第13条とする。

第3章第1節中第11条の次に次の1条を加える。

（図書館資料の複写の手続）

第12条 図書館資料の複写をしようとする者は、図書館資料複写許可申請書

（別記第1号様式）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の複写が不相当と認めるときは、これを許可しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の聖籠町立図書館設置条例施行規則別記様式については、当分の間、
なお従前の例によることができる。